

答申第1号

答 申 書

平成18年12月18日

珠洲市情報公開・個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

珠洲市長（以下「実施機関」という。）が、本件不服申立ての対象となった行政情報につき不存在とした決定は妥当であり、本件不服申立ての主張は適法なものと認められないから実施機関において却下されるものである。

第2 不服申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

不服申立人は、珠洲市情報公開条例（平成16年珠洲市条例第14号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年2月22日に次の行政情報（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

本件請求文書

平成9年度の「組」の除雪作業で、雲津、小泊、伏見、高波地区について、作業の確認の検収を受けた書面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について行政情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、行政情報を保有していない理由を次のとおり付して、平成18年3月7日に不服申立人に通知した。

行政情報を保有していない理由

請求のあった行政情報は、取得していないため存在しない。

3 不服申立て

不服申立人は、平成18年3月14日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して不服申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年5月26日に条例第18条第1項の規定により、珠洲市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本

件処分にかかる不服申立てにつき、諮問を行った。

第3 不服申立人の主張要旨

1 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成9年度に不服申立人と実施機関とが締結した除雪作業委託契約書で定められている計画路線につき不服申立人が作業確認を受けた書面が不存在であるのは不可解であるというものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が、不服申立書で主張している要旨は次のとおりである。

- (1) 平成9年度に不服申立人と実施機関が締結した除雪作業委託契約書で定められている計画路線につき不服申立人が作業確認を受けた書面が不存在なのは不可解である。
- (2) 不服申立てを行うことにより、何故、不服申立人が委託を受けた除雪作業計画路線について他の業者が作業確認を受けた書面が存在するのか真実を追究したい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は次のとおりである。

(1) 行政情報不存在決定の理由

請求のあった行政情報は、不服申立人から提出されておらず取得していないため存在しない。

- (2) 不服申立人は、除雪計画路線に含まれていることを根拠に、自ら除雪作業を行ったと主張しているが除雪作業確認を受けた書面を提出したとは主張していない。実施機関が保有する当該路線の除雪作業確認書は他の業者から提出され保有しているものである。

- (3) 不服申立人も本件請求文書を実施機関が保有していないことを知りながら不服申立てを行っている。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る行政情報は、実施機関が保有する平成9年度の除雪作業について委託を受けた業者が実施機関に報告する除雪作業確認書についてである。

2 本件請求文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書について不服申立人から提出されておらず取得していないため行政情報は不存在としている。

一方、不服申立人は、平成9年度に実施機関と締結した除雪作業委託契約書で定められている計画路線につき不服申立人が作業確認を受けた書面が不存在であるのは不可解であり、不服申立人が委託を受けた除雪作業計画路線であるにもかかわらず、何故、他の業者による作業確認を受けた書面が存在するのか真実を追究したいと主張している。

まず、本件請求文書について検討する。

実施機関が請求対象文書の不存在を理由とする場合として、請求対象文書が当初から物理的に存在しない場合、存在していたが一定期間保存後に廃棄された場合、何らかの文書は存在するが当該文書が条例上の行政情報に該当しない場合がある。本件請求文書については、実施機関及び不服申立人の双方の主張から本件請求文書そのものが存在しないことは明らかであるので実施機関は本件請求文書を取得していないし、保有もしていないと認められる。

3 不服申立人のその他の主張について

不服申立人が不服申立書の中で主張している本件請求文書の不存在決定以外にかかる主張については、当審査会の審査の対象とはならない。

4 まとめ

条例は、行政情報の公開を求める権利について定めること等により、市民参加による公正で開かれた市政をより一層推進することを目的として制定されたものである。

当審査会は、条例の解釈をとおして不服申立人の主張と実施機関が行った行政情報不存在決定について判断するものであるが、不服申立人の主張は、実施機関が行った決定に対するものとは認められないから失当と判断せざるを得ない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 5月26日	諮問を受けた。(諮問案件第1号)
平成18年 6月30日	不服申立人の理由説明書を受理した。
平成18年 8月 1日	実施機関の決定にかかる理由説明書を受理した。
平成18年 8月 1日 ↓ 平成18年 8月28日	事案について各委員ごとに審査した。
平成18年 8月29日 (第1回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年11月14日	不服申立人からの意見書を受理した。
平成18年10月11日 ↓ 平成18年12月 8日	答申案について各委員ごとに審査した。
平成18年12月18日	事案の答申を行った。